

令和5年7月25日

衆議院議員 柳本 顕 先生

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

中小企業・小規模事業者支援施策に関する要望

開催まで2年を切った2025年大阪・関西万博（以下、万博）は、来場者数2,820万人、経済効果として約2兆円が想定されており、大阪・関西、そして日本の成長を持続させる起爆剤として期待される国家のビッグプロジェクトです。

万博は、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）のアイデア、技術力、製品を世界にアピールする絶好の機会であるため、中小企業等がパビリオン出展、催事、営業参加などに参画することで持続的な成長・発展につなげるよう、国・大阪府が支援を実施する必要があります。

また、働き方改革への対応が求められるなか、今後本格化していく万博会場建設等の中核を担う建設業や運送業においては、下請けの中小企業等の従業員に過度な負担が生じることのないよう、早急に対策を講じる必要があります。

加えて、多くの中小企業等では深刻化する少子高齢化、人口減少など社会経済の構造的課題に加え、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、価格転嫁、インボイス、最低賃金の大幅引き上げ、コロナ関連融資の返済、事業承継、DX・グリーン化、SDGs、働き方改革、人材確保・育成等様々な課題への対応に追われ、依然として厳しい経営環境下にあります。

中小企業等が直面するこれら課題を克服しポストコロナに向けて持続的に成長・発展していくためには、国・大阪府による支援策の強化が極めて重要となります。

かかる観点から、次の通り要望いたします。

1. 2025年大阪・関西万博への参画等に関する要望・・・2件（別紙参照）
2. ポストコロナに向けた支援策の強化に関する要望・・・3件（別紙参照）

【1. 2025年大阪・関西万博への参画等に関する要望】

1. 2025年大阪・関西万博においては、その経済効果が中小企業・小規模事業者にも波及するよう、次の措置を要望します。

- (1) 2023年以降に募集を開始する催事参加や営業参加などについて、中小企業や中小企業組合が過度な負担なく参画できる要件の設定、及び参画に対する支援の実施。
- (2) 会場整備や運営における調達案件の発注は「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重して、幅広い分野で中小企業、中小企業組合及び官公需適格組合への発注の促進。
- (3) 中小企業組合等が万博と連携して実施する機運醸成イベントや会期中に実施す会場外イベント、万博を契機とした各地域への誘客の取組み等に対する支援の実施。
- (4) 大阪ヘルスケアパビリオン等に出展する事業者が、来場者に製品等の魅力を余すことなく発信できるよう、製品開発や出展に係る経費等についての支援の強化。

2. 大阪・関西万博の開幕まで2年を切り、今後、会場建設等が本格化していく中で会場建設の中核を担う建設業や運送業においては、令和6年4月1日から働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が適用される予定です。このため、中小企業・小規模事業者及びその従業員に過度な負担が生じることがないように、次の対策を要望します。

- (1) 会場建設工事が本格的に始まることで交通渋滞が慢性化し、会場建設工事に大きな支障を来す恐れがあるため、万博会場内の現場事務所の設置、資材、機材や車両保管場所の確保など、関係省庁と連携した必要な対策の実施。
- (2) 調達が困難な機材については、国・万博協会での調達のうえ事業者レンタルするなど、直接発注を行わない工事も含めて建設工事全体が効率的に進むよう必要な対策の実施。

【2. ポストコロナに向けた支援策の強化に関する要望】

1. インボイス制度に係る特例等については、経過措置の終了後においても中小企業・小規模事業者の負担軽減を目的とした対応策の実施。また、事業協同組合の共同事業についてその性質に鑑み、仕入税額控除ができる特例措置の創設を要望します。
2. 原油・原材料、物価の高騰により、甚大な影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する次の支援策を要望します。
 - (1) 原油価格高騰等による影響を緩和するため、ガソリン税の特例税率の廃止や国が実施している「燃料油価格激変緩和対策事業」及び「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の拡充や、小麦などの国家貿易では政府売渡価格の引下げなどの措置。
 - (2) 適切な価格転嫁を実現するため、転嫁拒否が疑われる事案に対する強力な罰則規定など、実効性のある価格転嫁対策の政府主導による推進。また「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けた制度の拡充。
3. 「人への投資」を推進するにあたっては、中小企業・小規模事業者の視点に立った施策の充実・強化を要望します。
 - (1) DX・GXのカギとなるリスクリングの、中小企業・小規模事業者での取り組み推進を支援。また、大企業の人材・ノウハウを活用できるよう、中小企業・小規模事業者における兼業・副業の促進。
 - (2) 人材の流動化を促進するにあたっては、解雇規制の緩和を含め大企業に人材が偏在することのないよう、中小企業・小規模事業者の人材確保支援策の推進。
 - (3) 外国人技能実習生、特定技能外国人労働者とも受け入れ職種の拡大。また、外国人技能実習制度廃止後の新たな制度については、外国人材を活用する中小企業・小規模事業者の人材確保につながるような制度設計の実施。
 - (4) 中小企業向け賃上げ促進税制について、要件を緩和するとともに税額控除率の最大50%への引上げ。また、中小企業・小規模事業者の従業員の実質賃金の引上げを図るため、中小企業・小規模事業者の従業員に限定した新たな所得控除制度の創設。